

相続登記はお済みですか？

あなたと家族をつなぐ相続登記

令和6年4月1日相続登記の義務化開始！

相続（遺言）によって不動産の所有権を取得した相続人は、**その所有権の取得を知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければならないことになりました。

すでに、相続により不動産の所有権を取得している相続人は、**令和6年4月1日から3年以内（令和9年3月31日まで）**に相続の登記をしなければなりません。

※法律上の相続人である旨を申し出ること
で、相続登記の申請義務を果たすことができます。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html



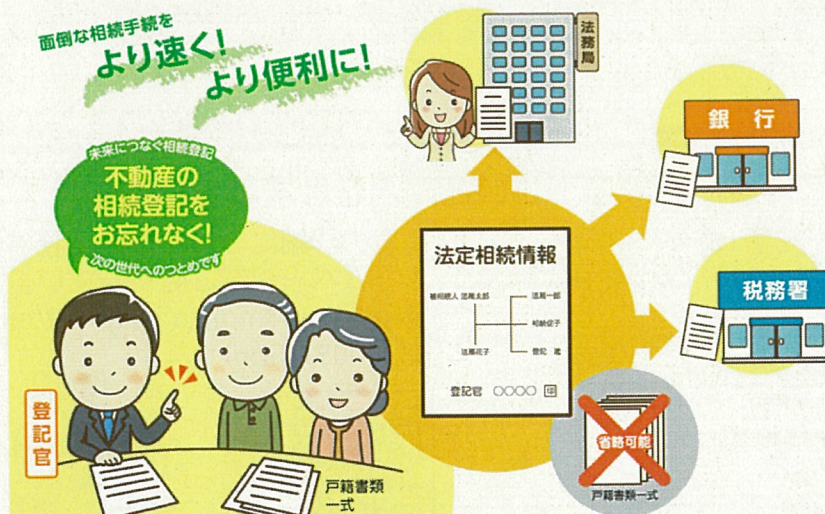
登記の手続等についてのお問合せ（予約制）

長崎地方法務局平戸支局 ☎0950-22-2263

相続手続には、ぜひ**法定相続情報証明制度**をご利用ください！

「**法定相続情報証明制度**」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。この制度を利用することにより、**相続登記を含む各種相続手続で戸籍謄本一式の提出を省略することができます。**

また、**手数料は無料**で、必要な枚数は何枚でも取得できます。



法定相続情報証明制度の詳しい手続は、**法務局ホームページ**をご覧ください。

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

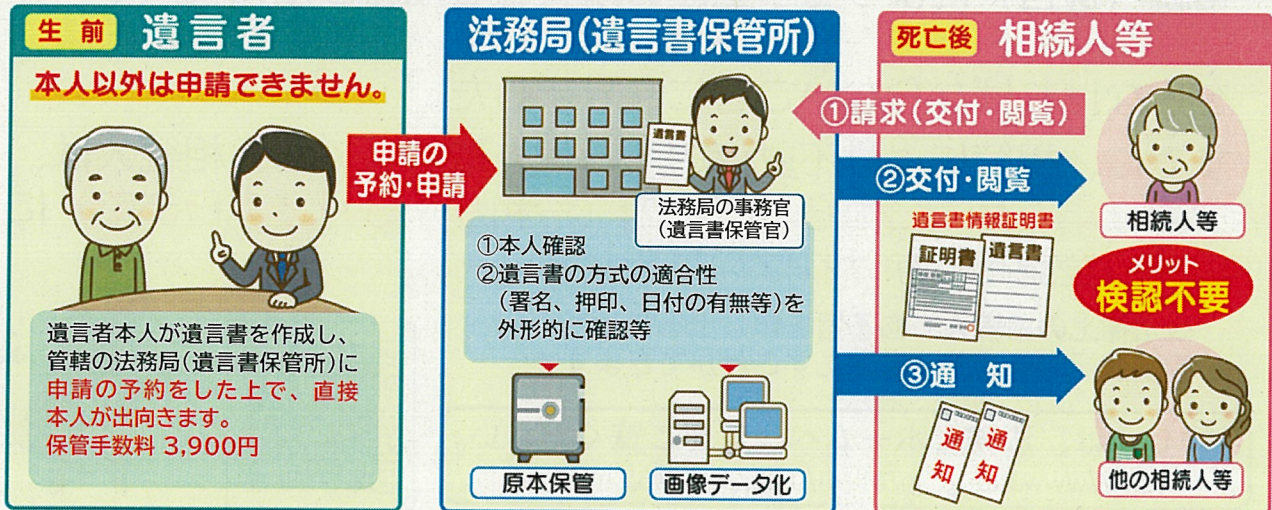
あなたの遺言書、法務局が守ります！！

自筆証書遺言書保管制度



制度の概要

自筆証書遺言書を作成した本人が法務局(本局・支局)に遺言書の保管を申請することができる制度です。保管制度を利用すると遺言者だけでなく相続人や受遺者等にもメリットがあります。



※ 相談、保管申請、閲覧、証明書発行請求は、原則予約制です。

遺言は、このような方にオススメ！！

- 残された家族が財産で争わないようにしたい。
- 自分の意思で相続人を決めておきたい。
- 万が一のために備えたい。
- 法定相続人ではない人(お世話になった人や内縁の夫・妻など)に財産を譲りたい。

自筆証書遺言書保管制度のメリット

- 遺言書の紛失・改ざんを防止できます。
- 法務局にデータが残るので安心です。
- 遺言者の死亡時に、指定された方に通知が届きます。

遺言書の保管申請に必要なもの

- ① 自筆で書いた遺言書(自筆証書遺言書)
- ② 申請書
- ③ 添付書類
住民票(本籍・筆頭者が記載されたもの)
- ④ 手数料(1通につき3,900円)
- ⑤ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等 顔写真付身分証明書)

※ 手続きの際は、事前予約が必要です。

長崎地方法務局 ～ 遺言書保管制度に関する詳しいお問合せは最寄りの法務局へ ～

本局(供託課)	☎095-826-8127 (ガイダンス5番)
諫早支局	☎0957-22-0475 (ガイダンス3番)
島原支局	☎0957-62-2513
佐世保支局	☎0956-24-4850 (ガイダンス3番)
平戸支局	☎0950-22-2263
壱岐支局	☎0920-47-0164
五島支局	☎0959-72-2261
対馬支局	☎0920-52-6463



制度の詳細については、法務省のホームページをご覧ください。
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051/html

